

加茂小学校PTA規約説明

	【改正前】	【改正後】
	◎規約、規定が読みやすく、理解しやすい様書式の統一を提案します。	◎全規定及び規定並びに条文番号の統一
第7条	◎委員 ○各部委員（学年部、教養保健部、厚生部、人権推進部）部としての委員活動休止 ○愛護部委員 活動の計画を立案し、遂行する。 【追加】	②愛護部委員 活動の計画を立案し、遂行する。 ※ 愛護部委員はPTA会員でとりまとめるが愛護活動は全保護者の責任で行う。
第9条	② 役員数及び委員数は毎年立候補数によって増減するものとする。 ③ 部長は委員の互選により決定する。 ⑤ 選出方法は別に定める選出規定によるものとする。	② 役員数及び委員数は毎年立候補数によって増減するものとする。総会または総務会でその数を決定する。 ④ 選出方法は、別に定める選出規定によるものとする。
第11条	<総会> 【追加】 ② 書面議案の場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。 <運営委員会> 総務役員及び、参加を希望する委員・会員で構成する。開催については、その都度審議し決定する。 ① 規定の改正等、必要事項を協議決定する。 決議は総会に準ずる。 ② 総会で承認された事項の実施運営を行う。 変更する場合は、運営委員会で審議し決定する。 (規約の改正を除く) <特別委員会> 総務会の承認を得て、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。 <選挙管理委員会> 別に定める選出規定によるものとする。	<総会> ② 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と総務会が認めた時は集会形式とする。 ③ 書面議決の場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。 【削除】 <総務会> ② 総会で承認された事項の実施運営を行う。 変更する場合は、総務会で審議し決定する。 (規約の改正を除く) <特別委員会> 総務会の承認を得て、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。 <選挙管理委員会> 【削除】
第13条	<各部委員会> ① 学年部、厚生部、人権推進部、教養保健部は活動休止とする。 ② 愛護部は児童の安全を図る活動を行う。	【削除】
第14条	③ 途中入会者については、入金した翌月より徴収、4月20日に終わるものとする。	③ 在籍中の途中入会者について年度額を徴収する。 中退会者については、会費の返金は行わないものとする。 ④ 転入生は月額160円として転入翌月より月割を徴収する。
選出規定	I 選挙管理委員会 選挙管理委員会の構成、任務及び任期は次の通りである 1. 原則として運営委員で構成する。 2. 選出に関する諸事務、及び調整に当たる。 3. 任期は、総務役員の任期に準ずるものとする。 II 総務役員選出規定 1. 総務役員選出は最終学年（6年）を除いた全会員で行う 2. 選出は、次の順序で行う。 (1) 立候補の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る。	【削除】 ② 選出は総務役員と各地区の愛護部委員が中心となり、

	(2) 総務候補者のうち、互選にて各総務役員を決定する。 総務役員決定者が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が総務役員決定者となる。 (3) 教職員の総務役員については学校に一任する。 Ⅲ 委員選出規定 1. 委員選出は、全会員行う。 2. 選出は、次の順序で行う。 (1) 選挙管理委員会が、立候補者の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る (2) 選挙管理委員立ち合いのもと、委員候補者のうち、互選にて各部委員を決定する。 委員決定者が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が総務役員決定者となる。	次の順序で行う。 1. 各地区より立候補者を募る。 2. 各地区で1~2名選出するが、場合によってはこの限りではない。 3. 各地区で決定した愛護部委員が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が愛護部委員決定者となる。 【削除】
慶弔 第3条	② 役員及び委員は、都合のつく限り葬儀に参列する。	【削除】
第4条	PTAに関係の深い方の死亡も対しては、総務会で協議して決定し、運営委員会において事後承諾を求める。	PTAに関係の深い方の死亡も対しては、総務会で協議して決定する。
第5条	PTA学校関係団体行事等、おつきあいに対して御祝儀を贈る。	PTA学校関係団体行事等、おつきあいに対して総務会で協議して決定して御祝儀を贈る。
第7条	この規定を改正するときは、運営委員会の決議を要し、総会において報告する。	この規定を改正するときは、総務会の決議を要し、総会において報告する。
個人情報 第5条	本会では個人情報を次の目的のために利用する。 (1) 会費集金、管理、その他の文章の請求 (2) 会員名簿、委員会名簿の作成	本会では個人情報を次の目的のために利用すること。 ① 会費集金、管理、その他の文章（電磁的記録を含む）送付、請求 ② 本会が主催する活動の参加者の管理、連絡 ③ 会員名簿、委員会名簿の作成